

令和3年度肝付町子育て世帯臨時特別給付金支給事業

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！



1. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の新生児

2. 支給対象者

児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。
（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. 給付額

対象児童1人につき、5万円です。

給付が予定されている、5万円相当のクーポン券については、給付に関する詳細事項が決まり次第、お知らせします。

4. 支給時期

対象の方には、12月から順次支給を開始します。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。

5. 支給方法

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者
子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、ご対応をお願いします。

原則「児童手当」の振込口座へ申請不要で、入金します。

肝付町では、12月頃に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）

肝付町

①給付金のご案内・希望しない場合等の届出書を送付します。

②希望しない場合等のみ、届出書を返送してください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。

※一部の方については、子育て世帯への臨時特別給付金申請書を提出します。

申請が必要な方
（「申請不要の振込通知」
が届かない方）
※高校生や新生児の保護者
及び児童と同居していない
公務員等